

中央近代化基金融資の公募について

令和 6.1 全日本トラック協会

全日本トラック協会から、中央近代化基金「激甚災害融資」の公募について次のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。この融資は、全日本トラック協会からの利子補給により、長期低利の融資を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化をはかるものです。

本制度ご利用の詳細につきましては、滋賀県トラック協会担当までお問い合わせ下さい。

中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込公募要綱

- 激甚災害名 令和 6 年能登半島地震（激甚災害に準じる事象）
- 公募融資総枠 10 億円
- 公募期間 令和 6 年 1 月 17 日（水）から令和 6 年 3 月 8 日（金）まで
（但し、公募期間については状況に応じて変更する場合があります）
- 申込み先 各都道府県トラック協会（以下「地方協会」という）
所定の申込書により公募期間満了までに、各地方協会へ申込むこと。
- 推薦対象者
令和 6 年 1 月 11 日にて激甚災害に指定された上記災害による被災で、下記（1）又は（2）のいずれかに該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）であって、地方ト協に加入し、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）又は商工中金の代理店との取引資格がある者。
（1） 上記の災害により、事務所もしくは主要な事業資産について、全壊・半壊その他これらに準ずる被害を受けた者。
（2） 上記の災害により運送収入又は輸送トン数について「被災後 2 ヶ月の実績」又は「今後 2 ヶ月の見込み」が前年同期と比べ 20%以上の減少が見込まれる者。
- 推薦対象資金
激甚災害を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建又は正常な操業維持に必要な設備資金及び運転資金
- 推薦融資の条件
 - (1) 融資限度
個別企業体・共同体とも 5 千万円
 - (2) 融資利率
取扱金融機関の所定利率（最優遇利率適用）による。
 - (3) 償還期間
10 年以内
※ただし、設備資金で融資対象物件の法定耐用年数が 10 年を下回る場合は法定耐用年数以内（車両購入資金は 5 年以内）
 - (4) 据置期間
償還期間のうち 1 年以内
 - (5) 償還方法

月賦、隔月賦、または3ヶ月ごとの元金均等償還とする。

ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。

(6) 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。

●利子補給

(1) 利子補給率

(公社)全日本トラック協会は、この融資を借受けた事業者に対し、その利子負担を軽減するため下記の利子補給を行う。

借入者	共同体・個別企業体
利子補給率	年0.4%

●申込書及び添付書類

全日本トラック協会のホームページから申込必要書類をダウンロードしていただくか、地方ト協までお問合せください。

●取扱金融機関

(1) 商工中金本支店

(2) 商工中金の代理店である銀行、信用金庫もしくは信用組合の本支店。

●推薦適否決定通知（通知予定日）

【第1回】令和6年2月9日(金)【第2回】令和6年2月26日(月)【第3回】令和6年3月16日(金)

●推薦通知書の有効期限

推薦通知書の有効期限は、下記のとおりとし、各々の推薦通知書に記載する。

令和6年3月末日

(注) 融資実行がやむを得ない理由により、上記の次年度以降にずれ込み場合には、地方協会を通じて有効期間の延長を申し出ること。